

答 申 書
(答 申 第 365 号)
令和 4 年 (2022 年) 11 月 22 日

1 審査会の結論

北海道知事が、開示請求のあった公文書に押印された北海道情報公開・個人情報保護審査会会長の印影を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「教育委員会が令和 3 年 11 月 17 日付教総第 2339 号により行った「公文書の存否を明らかにしない決定通知書」の処分を行った際に、情報公開・個人情報保護審査会に報告するにあたって作成した文書及び同審査会が同文書を受領し、処理する際に作成及び保管している文書のすべて。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「公文書の存否を明らかにしない決定処分報告書について」（令和 3 年 11 月 18 日付け文書第 6399 号）（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定し、このうち、本件公文書に押印されている北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）会長の印影（以下「本件非開示部分」という。）については、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「本件条例」という。）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当し、また、本件公文書に記載されている教育局の名称及び教育局長の氏名については、本件条例第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）に該当するとして、令和 3 年 12 月 28 日付け文書第 6492 号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とされた情報のうち、2 号情報に該当するとして非開示とされた本件非開示部分について処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 本件条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいうとしている。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの

(イ) 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの

(ウ) 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

また、「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

イ 請求人は、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件非開示部分は、審査会会長が個人的又は同人の本来的職業（弁護士）に付随して押印したのではなく、特別職たる地方公務員である審査会会長の職務として押印した個人印によるものであるから、開示・不開示の決定に当たっては、2号情報の該当性をもって判断するのではなく、1号情報の該当性により判断すべきである。

(イ) そこで、本件非開示部分の1号情報該当性について検討すると、「北海道情報公開条例の解釈及び運用について」では、「公務員等の職務情報の取り扱いは、公務員等の私人としての行動又は私生活に係る事柄ではないから、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として本号の非開示情報には該当しないものである。」とされており、本件公文書における審査会会長による押印は、特別職たる地方公務員の職務としてなされた行為であって、その印影は、公務員等の職務の遂行に係る情報に該当し、公務員と同様の取扱いを必要がある。

(ウ) 実施機関が開示等の決定を行うに当たっては、当該印鑑の日常的な使用用途やその性格について、印鑑所有者に確認をする必要はなく、あくまでどのような用務に用いられたのかという観点のみで判断すべきであり、公務員等の職務の遂行に係る情報である本件非開示部分は、1号情報には該当しない。

(エ) ところで、実施機関は、弁明書において、「本件印影には「弁護士」との記載があることから、本件印影に係る印鑑は、審査会会長が事業を営む個人として弁護士活動に使用しているものであることが極めて容易に推定できる。」と突如主張し、本件非開示部分は2号情報に該当し、不開示が妥当である旨を主張している。

しかしながら、印影に「弁護士」との記載があることについては、本件処分に係る「公文書一部開示決定通知書」（以下「本件通知書」という。）における「3 開示しない部分の概要及びその理由」の記載内容からは、読み取ることができない。

よって、本件処分は、非開示の決定又は一部開示の決定をした場合における開示をしない理由の付記に不備があり、本件条例第15条第1項及び北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条に違反していることから、瑕疵ある行政処分であるとして取り消されるべきである。

ウ 実施機関は、2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

まず、本件非開示部分には「弁護士」との記載があることから、当該印影に係る印章は、審査会会長が事業を営む個人として弁護士活動に使用しているものであることが極めて容易に推定できる。

また、弁護士が弁護士業務において使用する印章は、訴訟事件の当事者からの依頼により、弁護士としての資格に基づき、訴訟事件に関する各種文書のほか、一般の法律事務を行うに当たって作成する文書に押印されるものであり、その印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえるから、本件印影は、本件条例第10条第1項第2号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たる。

そして、このような印影を開示することにより、当該印影を基に印章が偽造され、虚偽の文書等が作成されるなどの不正な使用を誘発するおそれが高まることが想定でき、ひとたび不正に使用された場合には、事業を営む個人の社会的信用が大きく損なわれ、かつ、当該事業の運営に著

しい支障が生じる蓋然性が認められるため、本件印影は2号情報に該当するものであり、当該情報を非開示としたことは妥当である。

なお、請求人は、本件処分について、非開示の決定又は一部開示の決定をした場合における開示をしない理由の付記に不備があり、本件条例第15条第1項及び行手条例第8条に違反していることから、瑕疵ある行政処分であるとして取り消されるべきである旨主張するが、実施機関で検討した結果、本件処分に瑕疵はないと判断したため、処分の取消しは行わなかった。

エ 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第7条第1項の規定に基づき、本件非開示部分を見分したところ、当該部分は、審査会会長名と「弁護士」という文字が刻印された印章の印影であることが確認された。

また、当該印影には「弁護士」との記載があることから、当該印章は審査会会長が弁護士としての事業を営む上で使用するものであり、その印影は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められる。

そこで、本件非開示部分を開示した場合に、同号後段の「当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる」か否かについて、以下検討する。

一般的に、弁護士がその業務で使用する印章の印影については、弁護士が、弁護士資格に基づいて、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条に規定する職務を遂行する際に作成する文書に押印されるものであり、その例としては、訴訟事件における訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面等が挙げられる。

そして、これらの文書に押印するに当たっては、通常、職・氏名を表示した上で行うものであり、その意義は、当該弁護士が職務上、真正に作成したものであることを証することにあるといえる。

その社会的意義に鑑みると、弁護士の印章の印影は、法人が事業運営を行う上で、契約行為等といった重要性の高い活動に使用する印章の印影と同様に、認証機能が高いものであると社会的に評価される印影に類するものであり、社会生活上の重要性を有するといえる。

また、当該個人が営む事業の内容から、当該印影が事業活動上関わりのない不特定多数の者に対して通常広く知れ渡るものとはいえない。

さらに、近年のコンピュータ、スキャナー等の電子機器の技術進展に伴い、容易かつ精巧に複製することが可能になった現状の下、前記のような性質を有する弁護士の印章の印影が広く開示され、その結果、ひとたび偽造され不正に使用されてしまうと、当該個人の社会的評価が不当に損なわれる相当の蓋然性が客観的に認められる。

以上のことから、本件非開示部分は、開示することにより当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものであり、実施機関が本件非開示部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、前記(3)イ(エ)のとおり、本件処分の理由付記に不備があり、本件条例第15条第1項及び行手条例第8条に違反していることから、瑕疵ある行政処分であるとして取り消されるべきである旨主張する。

理由付記については、本件条例第15条第1項において、開示をしないこととした理由を記載した上で開示請求者に通知しなければならないこととされており、その理由とは、一部開示の決定をした公文書に係る本件条例第10条第1項又は第2項の該当号及びその具体的な理由をいうとしている。

本件条例第15条第1項が理由付記を求める趣旨は、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあると考えられ、単に非開示の根拠規

定を示すだけでなく、本件条例第10条第1項又は第2項各号所定の非開示事由のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならないとされている（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決参照）。

これを本件処分についてみると、本件通知書における理由付記は、非開示とした根拠規定だけではなく、「事業を営む個人が使用する印鑑の印影であり、開示することにより、当該印影を基に印鑑が偽造され、及び使用された場合、当該事業を営む個人の社会的信用が損なわれるおそれがあると認められる」という具体的な理由が記載されているものと認められることから、本件条例第15条第1項に規定する理由付記の要件を満たさないとまではいえない。なお、行手条例第8条の規定も同旨である。

よって、実施機関が本件通知書に記載した理由付記について、不備があるとまでは認められないから、本件処分のうち本件非開示部分を取り消すべき理由はない。

イ 請求人のその他の主張については、本件処分における本件条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 理由付記について

理由付記について、次のとおり付言する。

本件処分における理由付記の十分性については、前記検討のとおりである。

しかしながら、弁明書によると、実施機関は「本件印影には「弁護士」との記載があることから、本件印影に係る印鑑は、審査会会長が事業を営む個人として弁護士活動に使用しているものであることが極めて容易に推定できる」と主張しており、このことが実施機関が2号情報該当性を判断する上で根拠の一つとされている。

したがって、本件通知書に記載する理由付記については、「弁護士」という文字が含まれていることについても言及することが、より望ましいものといえる。

今後、実施機関が非開示の決定又は一部開示の決定をした場合に、その理由を記載して開示請求者に通知する際には、通知書の記載内容から非開示とした理由が明らかとなるよう、より具体的な理由付記を行うよう努められたい。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年5月31日	○ 諮問書の受理（諮問番号676） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦口頭意見陳述聴取結果記録書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和4年6月1日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和4年7月12日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年8月29日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和4年11月15日 （第113回全体会）	○ 答申案審議
令和4年11月22日	○ 答申